

# 農業委員会議事日程

日 時：令和4年2月28日（月）

午後1時30分

場 所：千曲市役所 302 中会議室

〔開 会〕

1. 会長あいさつ
2. 経過報告
3. 会期の決定について
4. 議事録署名委員の指名について
5. 議案第49号 農地法第3条の規定による許可申請について
6. 議案第50号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
7. 議案第51号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について
8. 議案第52号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
9. 議案第53号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画について
10. 議案第54号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による特定農地貸付けの承認申請について
11. 議案第55号 遊休農地に係る非農地判断について
12. 報告事項
  - (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
  - (2) 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意による解約について
13. その他

〔閉 会〕

出席委員

荒井忠男農業委員会長

1 番 中嶋 喜代栄 外 11 名

事務局出席者

事務局長

中村 利信

事務局次長

大友 誠

農地係担当係長

宮坂 昌吉

【 会議概要 】

中村局長

本日は、お忙しい中ご出席をいただきありがとうございます。  
ただ今から令和4年2月の総会を開催いたします。  
それでは、始めに会長さんのあいさつをお願いいたします。

議 長

(会長あいさつ)

中村局長

(経過報告)

議 長

ここで、委員の出欠等につきまして、事務局から報告をお願いいたします。

大友次長

(出席状況の報告)

議 長

定足数に達しておりますので、只今から会議を開催いたします。

議 長

まず、日程第3、会期の決定について、であります。議案の内容からして、本  
一日で足りうると思っておりますので、本日一日と決定したいが、ご異議ござい  
ませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。よって会期は本日一日と決定いたしました。

議 長

次に日程第4、議事録署名委員の指名について、であります。議長から指名する  
に、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。それでは、議長から指名いたします。  
9番 緑川忠一 委員、10番 伊藤尚子 委員の両委員をお願いいたします。  
それでは、日程第5、議案第49号 農地法第3条の規定による許可申請について、  
を議題といたします。事務局から説明を、お願いします。

大友次長

……説明（朗読説明は省略）……

議 長

説明が終わりました。  
それでは、質疑・意見を一括してお受けいたします。  
なお、発言の際は、挙手の上、議席番号、氏名をお願いいたします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございます。進行いたします。  
質疑、意見を終結し、採決いたします。  
お諮りします。議案第49号 農地法第3条の規定による許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第49号は、原案のとおり可決、決定されました。  
続いて、日程第6、議案第50号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局から説明を、お願いします。

宮坂担当係長

……説明（朗読説明は省略）……

議 長

説明が終わりました。  
それでは、質疑・意見をお受けする前に、担当委員さんによる現地確認結果、意見等の報告をお願いいたします。

13番高松委員

13番高松です。更級地区担当委員3名と現地確認を行いましたので、その結果を報告いたします。この案件は追認ということですが、農地法の手続きを得ずに住宅敷地の一部として使用していたもので、現在は住宅の庭として庭木等が植えられております。申請者はこの土地を平成6年に相続しましたが、本人は県外に居住しており、ここ10年程空き家になっていまして、たまに植木等の管理手入れをしていたとのことです。今般この土地を売却するにあたり、不動産の調査を専門家に依頼したところ、土地の地目が登記簿と現地が相違していることが判明し、今回申請が上がりました。この案件の場所は、県道姨捨内川停車場線を姨捨駅から羽尾の方に下ってくると、さらしなの里展望館の入り口がありますが、その反対側を西へ60m程行った所で、南側は市道、西側は4m程の擁壁でその上に住宅があり、東側は2m程の擁壁の下に申請者所有の畑があり、それは無耕作地になっております。北側は申請者の住宅が建っています。また住宅と申請地の畑を含めた土地は、前の道路との境に、高い所で2m程の擁壁があり、宅地として一体利用されている状態で、隣接に他の人の農地が無いことから問題ないと思います。

議 長

担当委員さんからの報告が終わりました。  
それでは、質疑・意見を一括してお受けします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございます。進行いたします。

質疑、意見を終結し、採決いたします。

お諮りします。議案第50号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第50号は原案のとおり可決、決定されました。

続いて、日程第7、議案第51号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について、を議題といたします。事務局から説明を、お願いします。

宮坂担当係長

……説明（朗読説明は省略）……

議 長

説明が終わりました。

それでは、質疑・意見をお受けする前に、担当委員さんによる現地確認結果、意見等の報告をお願いいたします。

6番島田委員

6番の島田です。1番案件については、宅地造成が終わりまして、今後の企業立地の状況や建築工事の進捗状況は、地元の区や千曲市に報告しながら進めていきたいということで、当初の計画より少し規模が小さくなる内容です。問題ないと思います。

9番緑川委員

9番の緑川です。2番案件について過日、関係委員さんと現地確認をいたしました。場所ですが、五加線に面した千本柳と小船山の境にあります。昭和62年に転用許可が出ており、周辺は住宅化が進んで、南側だけが農地に接しております。その南側の農地から、耕作者の同意が得られております。排水等も適切です。

議 長

担当委員さんからの報告が終わりました。

それでは、質疑・意見を一括してお受けします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございます。進行いたします。

質疑、意見を終結し、採決いたします。

お諮りします。議案第51号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第51号は原案のとおり可決、決定されました。  
続いて、日程第8、議案第52号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局から説明を、お願いします。

宮坂担当係長

……説明（朗読説明は省略）……

議 長

説明が終わりました。  
それでは、質疑・意見をお受けする前に、担当委員さんによる現地確認結果、意見等の報告をお願いいたします。

2番岡田委員

2番の岡田です。過日、地区の委員さんと現地確認をして参りましたので報告いたします。1番から3番案件について報告いたします。まず1番案件ですが、場所は寂蒔区で国道18号線沿いにあります社会福祉法人〇〇から東に100m程入った場所にあります田に1区画の宅地造成をする申請です。周囲は北側が道路に面しておりまして、西側は水路を挟んで宅地です。南側、東側は田で、東側に関しましては申請人の田で、南側については隣接農地耕作者の同意を得ています。法面は土留めを施行し、雨水は地下浸透、汚水は下水道接続で問題ないと思います。

続きまして2番案件ですが、場所は杭瀬下区で千曲線と栗佐神社の入り口との中間程にあります20㎡程の小さい畑ですが、隣接する3番案件の土地との関係がありまして、3番案件の宅地用の土地の一部とするための申請です。周囲は北側が3番案件の宅地申請の畑になりまして、東側は水路を挟んで宅地で、南側は畑、西側も宅地で隣接農地耕作者の同意を得ています。法面は現状のままのコンクリート擁壁をそのまま使用して、雨水は地下浸透、汚水は無く問題ないと思います。

続いて3番案件ですが、これは2番案件と同じ場所でありまして、隣接する義父の所有する畑に住宅を建設する申請です。周囲は西側に道路、南側に宅地と2番案件の畑があり、東側は水路を挟んで宅地、北側も宅地で、隣接する農地は2番案件の畑のみとなります。法面は現状のコンクリート擁壁を使用し、雨水は地下浸透、汚水は下水道接続で問題ないと思います。

12番荒井会長

4番案件については、私の方から報告いたします。関係委員の皆さんと現地確認をして参りました。場所は、治田小学校の正面に道路があり用水が流れていますが、その対面に申請地があります。申請地の南側が用水と道路で、東側が住宅、北側が田、西側は不作地の田になっております。それぞれ耕作者の同意を得ていますので、転用につきましては、問題はありません。住宅を建てる案件で、現地を見ますと搬入道路が非常に狭く、トラックが入るのが難しいことと、申請地は用水の下にありますので、この場所で差し支えないか疑問がありました。施工業者が地元業者ですので、確認したところ、資材の搬入につきましては、用水の上に橋を架け永久橋にして、建設課の許可を得ているとのことでした。また用水と申請地の高低差があることにつきましては、用水から水が染みってくる可能性がありますので、1m程の盛り土をすることを確認しています。問題ないかと思えます。

15 番長門委員	<p>15番長門です。それでは5番案件について報告いたします。場所は八幡の志川地区になります。県道長野上田線に接続するかたちで、コンビニの〇〇がありますが、その西側にあります。70坪弱の土地に、住宅を建築する計画になっています。本件の東側は農地、西側は道路、南側は宅地、北側は休耕田となっています。農地との境界にはL型擁壁を設置し、雨水は地下浸透、農業用排水路への排水はしないとなっております。また、汚水は公共下水道へ排水することとしております。隣接者の同意も得ており、問題はないと思います。</p>
9 番緑川委員	<p>9番緑川です。6番案件ですが、この場所は福井公民館の南500m程南に行きました、山際にあります。北と西は住宅で、南は道路に囲まれて農地には接していません。現状は、稲が作られ綺麗に管理されております。排水等も適切です。</p> <p>続いて7番案件ですが先程、計画変更で説明しましたので省略します。</p>
4 番栗原委員	<p>4番栗原です。8番件について報告いたします。過日、関係委員4名で現地を確認して参りました。場所は旧上山田庁舎より県道を南へ500m行きますと、左側にスーパー〇〇とホームセンター〇〇があります。その間の道を左折れして50m行くと、六ヶ郷用水の支流に当たります。そこにある橋を渡らずに、左折れした20mのところでは、この用水沿いの場所であり、一部は水田で耕作しており、残りは草刈り程度で管理しております。太陽光システムの設置にあたり、隣接する農地との法面がありますが、申請地が一段低くなっており、隣接農地耕作者の同意を得ていますので、特に問題はありません。この場所は、元遊水池でありました。</p>
議 長	<p>担当委員さんからの報告が終わりました。</p> <p>それでは、質疑・意見を一括してお受けします。</p> <p>(進行の声あり)</p>
議 長	<p>進行の声がございます。進行いたします。</p> <p>質疑、意見を終結し、採決いたします。</p> <p>お諮りします。議案第52号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第52号は原案のとおり可決、決定されました。</p> <p>続いて、日程第9、議案第53号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画について、を議題といたします。事務局から説明を、お願いします。</p>
大友次長	<p>……説明（朗読説明は省略）……</p>

議長

説明が終わりました。  
それでは、質疑・意見を一括してお受けいたします。

(進行の声あり)

議長

進行の声がございました。進行いたします。  
質疑、意見を終結し、採決いたします。  
お諮りします。議案第53号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第53号は原案のとおり可決、決定されました。  
続いて、日程第10、議案第54号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による特定農地貸付けの承認申請について、を議題といたします。事務局から説明を、お願いします。

大友次長

……説明(朗読説明は省略)……

議長

説明が終わりました。  
それでは、質疑・意見を一括してお受けします。

(進行の声あり)

議長

進行の声がございました。進行いたします。  
質疑、意見を終結し、採決いたします。  
お諮りします。議案第54号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による特定農地貸付けの承認申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第54号は原案のとおり可決、決定されました。  
続いて、日程第11、議案第55号 遊休農地に係る非農地判断について、を議題といたします。事務局から説明を、お願いします。

大友次長

……説明(朗読説明は省略)……

議長

説明が終わりました。  
それでは、質疑・意見を一括してお受けします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございます。進行いたします。  
質疑、意見を終結し、採決いたします。  
お諮りします。議案第55号 遊休農地に係る非農地判断について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第55号は原案のとおり可決、決定されました。  
以上で、議事はすべて終了いたしました。  
続いて日程第12、「報告事項」について事務局から説明を、お願いします。

大友次長

(1)農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
(2)農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意による解約について

議 長

説明が終わりました。ただいまの報告事項について、何か質問、ご意見がありましたら、お願いします。

(質疑、意見なし)

議 長

よろしいですか。先へ進めます。  
続いて、日程第13、「その他」について、事務局から説明をお願いします。

事務局

……説明……

議 長

説明が終わりました。  
それでは、質疑・意見を一括してお受けいたします。

(質疑、意見なし)

議 長

よろしいですか。  
以上で本日の日程はすべて終了いたしました。  
令和4年2月の総会を閉会といたします。大変ご苦勞様でした。

[閉会] 午後2時40分